

サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議
通信情報の利用に関するテーマ別会合 第1回
御議論いただきたい事項

令和6年6月19日
内閣官房
サイバー安全保障体制整備準備室

諸外国の制度等を踏まえると、

- ✓ 「国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃」に有効な対策を講ずるため、どのような範囲・方式の通信情報の利用が特に必要と考えられるか。
- ✓ 政府による通信情報の利用と日本における「通信の秘密」との関係を検討する場合、どのような論理構成あるいは考慮要素により、憲法との適合性を検討すべきと考えられるか。